

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社ジェイアール東日本企画（所在地 東京都渋谷区）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和 7 年 11 月 28 日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 椎谷 環
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 外立 正六
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社ジェイアール東日本企画	東京都渋谷区恵比寿南 1 丁目 5 番 5 号

2. 指名停止措置期間： 令和 7 年 11 月 28 日～令和 8 年 8 月 27 日（9 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者は、国土交通本省及び観光庁が令和 5 年度に交付した補助金 2 件（※）に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のため必要な実績報告書等に記載して国土交通本省等に提出し、補助金を過大に請求していた。

（※）「住宅市街地総合整備事業補助金（空き家対策総合支援事業（モデル性の高い空き家対策に関する広報等を行う事業））」及び「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（観光再始動事業）」

5. 措置理由

上記 4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）第 1 条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第 2 第 15 号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内